

第三十九号

徳島県自然環境保全条例等の一部改正について

徳島県自然環境保全条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県自然環境保全条例等の一部を改正する条例

(徳島県自然環境保全条例の一部改正)

第一条 徳島県自然環境保全条例(昭和四十七年徳島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部改正)

第二条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例(平成二十四年徳島県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(公聴会参加者等の実費弁償支給条例の一部改正)

第三条 公聴会参加者等の実費弁償支給条例(昭和二十三年徳島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十三号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

提案理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。